



2023年度 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 >>> 2024年3月31日

開催
日時

2024年6月24日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

文京ガーデン ゲートタワー
11階・当社会議室

東京都文京区小石川一丁目1番1号

インターネットによる事前質問の受付及び 株主総会動画事後配信のご案内

詳しくは3頁をご覧ください。

事前質問受付期限

2024年6月17日（月）午前0時0分入力分まで



招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単

スマート招集

招集通知の
閲覧はこちら



QRコードによる 議決権行使

▶ 議決権行使書
をご用意ください



電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。

（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にて同封しております）

- ◆ 本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。
- ◆ お土産の配布はございません。

証券コード：7451



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の2023年度定時株主総会を開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案、2023年度の事業の概要につき、ご説明
申し上げますので、ご覧くださいようお願い申し
上げます。
株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜ります
よう、よろしくお願い申し上げます。

2024年6月
代表取締役 京谷 裕

企業理念

「三綱領」は、1920年の三菱四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されたものです。旧三菱商事は1947年に解散しましたが、三菱商事においてもこの三綱領は企業理念となっており、三菱商事グループの一員として、三菱食品においてもこの三綱領を企業理念としています。

三綱領

所期奉公	处事光明	立業貿易
事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、 かけがえのない地球環境の維持 にも貢献する。	公明正大で品格のある行動を旨 とし、活動の公開性、透明性を 堅持する。	全世界的、宇宙的視野に立脚し た事業展開を図る。

(2001年1月、三菱グループ各社で構成される三菱金曜会にて申し合わされた現代解釈)

当社のパーパス（存在意義）

当社は上記「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダー（利害関係者）に対して負う使命・ミッションとして、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」+「サステナビリティ重点課題の同時解決」をパーパス（存在意義）として定めております。

株主各位

証券コード7451
2024年6月3日

東京都文京区小石川一丁目1番1号
三菱食品株式会社
代表取締役 京谷 裕

2023年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社2023年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting/



【株主総会資料掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/7451/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月21日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

4頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

その他株主総会招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款第17条の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「内部統制システム（業務の適正確保体制）の整備に関する基本方針」「内部統制システム（業務の適正確保体制）の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類並びに監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

インターネットによる事前質問の受付

2023年度定時株主総会に関する株主の皆様からのご意見・ご質問を、以下のとおりお受けいたします。いただいたご意見・ご質問の中で多かったものを中心に、当日の株主総会や当社ウェブサイトにて紹介させていただく予定であります。なお、ご回答に至らなかったご質問について個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。

受付期限：2024年6月17日（月）午前0時0分入力分まで

受付URL： <https://v.sokai.jp/7451/2024/mitsubishishokuhin/>



ログイン方法：IDは「株主番号8桁」、パスワードは「株主様のご登録住所の郵便番号7桁」となります。

※議決権行使書ご投函前に、必ず株主番号をお手元にお控えください。

※事前質問受付サイトは、毎日午前1時から午前5時（日本時間）までは、保守・点検のためご利用を休止いたします。

株主総会動画事後配信のご案内

当日の株主総会の模様の一部は、当社ウェブサイト（<https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/>）にて公開を予定しております（公開予定時期：7月上旬）。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2024年6月21日（金曜日）午後5時30分まで受け付けいたします。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類——議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当事業年度の期末配当につきましては、「中期経営計画2023」における、資本効率を重視し、成長投資を優先した上で積極的な株主還元を行うという基本方針に基づき、当事業年度の業績や財務状況等を勘案いたしまして、1株につき80円といたしたいと存じます。これにより、中間配当80円を合わせた当事業年度の配当は、前事業年度から50円増額の、1株につき160円となります。

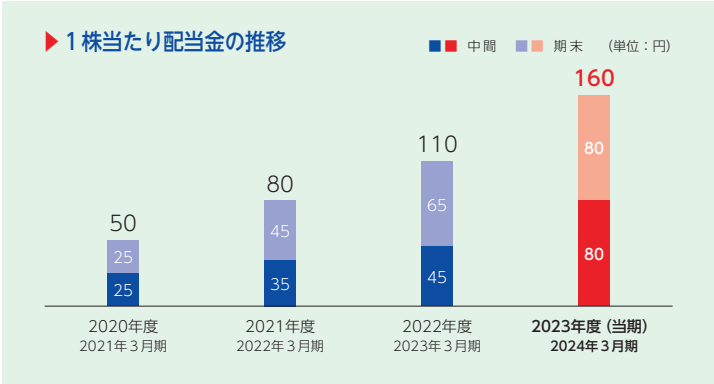
内部留保資金につきましては、今後の事業展開資金等に活用し、業績の向上に努める所存であります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金80円 配当総額 3,482,906,000円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	13,800,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	13,800,000,000円



第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化及び充実を図るため、取締役1名を増員の上、当社取締役候補者の選任方針に基づき取締役10名を選任いたしたく、その候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	候補者属性	在任年数
1	 ぎょう や ゆたか 京谷 裕 (62歳)	社長(兼)CSO	再任	3年
2	 えの もと こう いち 榎本 孝一 (62歳)	コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)CHRO (兼)CHO(健康増進担当)	再任	8年
3	 た む ら こう じ 田村 幸士 (59歳)	SCM統括	再任	4年
4	 ほ そ だ ひろ ひで 細田 博英 (62歳)	商品統括	再任	2年
5	 か わ も と ひろ し 川本 洋史 (57歳)	コーポレート担当役員(CFO)	再任	2年
6	 い と う かず お 伊藤 和男 (56歳)	三菱商事(株)執行役員 食品流通・物流本部長	新任	—
7	 か き ぎ き た ま き 柿崎 環 (63歳)	明治大学法学部 教授	再任 社外 独立	8年
8	 よ し か わ ま さ ひろ 吉川 雅博 (68歳)	—	再任 社外 独立	4年
9	 く に ま さ き み こ 國政 貴美子 (64歳)	—	再任 社外 独立	1年
10	 か わ さ き ひろ こ 川崎 博子 (60歳)	—	新任 社外 独立	—

(注) CSOとは、Chief Sustainability Officer(最高サステナビリティ責任者)の略称であります。
CHROとは、Chief Human Resource Officer(最高人事責任者)の略称であります。
CHOとは、Chief Health Officer(最高健康責任者)の略称であります。
SCMとは、Supply Chain Managementの略称であります。
CFOとは、Chief Financial Officer(最高財務責任者)の略称であります。

候補者番号

1

再任



きょう や ゆたか
京谷 裕

(生年月日 1962年1月7日)

▶ 所有する当社の株式数 6,700株
▶ 2023年度取締役会 14/14回
出席回数

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4 月	三菱商事(株)入社	2019年 4 月	三菱商事(株)常務執行役員 コンシューマー産業グループCEO
2006年 6 月	Agrex Asia Pte. Ltd (Managing Director)(シンガポール)	2021年 4 月	当社社長執行役員
2013年 4 月	三菱商事(株)農水産本部長	2021年 6 月	当社代表取締役社長(兼)CSO
2014年 4 月	同社執行役員 生活原料本部長	2022年 4 月	当社代表取締役社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当)
2016年 4 月	同社常務執行役員 生活産業グループCEO	2022年11月	(株)ファーストリテイリング社外取締役(現任)
2016年 6 月	当社取締役	2024年 4 月	当社代表取締役社長(兼)CSO(現任)
2018年 6 月	当社取締役退任		

▶ 重要な兼職の状況

(株)ファーストリテイリング社外取締役

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、常務執行役員 コンシューマー産業グループCEOを務めるなど、豊富な業務経験と、総合商社の経営全般及びグローバルな事業経営に関する知見を有しております。これらの経験・知見に加え、2016年6月から2018年6月まで当社取締役、2021年4月から当社社長執行役員を務めるなど、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

京谷 裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



え の も と こう い ち
榎本 孝一

(生年月日 1961年12月18日)

▶ 所有する当社の株式数 2,500株
▶ 2023年度取締役会 14/14回
出席回数

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1984年 4 月	三菱商事(株)入社	2016年 6 月	当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員
2012年 4 月	当社経営企画部長		(兼)経営企画本部長
2013年 4 月	当社経営企画本部長	2023年 4 月	当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事・コンプライアンス)
2014年 4 月	当社執行役員 経営企画本部長	2024年 4 月	当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員 (総務人事・コンプライアンス)(兼)CHRO(兼)CHO (健康増進担当)(現任)
2016年 4 月	当社常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長		

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、主に生活産業分野の政策立案、実行に携わるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、現在は常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)CHRO(兼)CHO(健康増進担当)を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

榎本 孝一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



た む ら こう じ
田村 幸士

(生年月日 1965年1月4日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

14/14回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年 4 月	三菱商事(株)入社	2018年 4 月	三菱商事(株)物流事業本部長
2009年 7 月	同社物流サービス本部付戦略企画室長	2020年 4 月	同社食品流通・物流本部長
2013年 6 月	同社新産業金融事業グループCEOオフィス経営計画担当 (兼)グループCIO	2020年 6 月	当社取締役
2015年 4 月	三菱商事ロジスティクス(株)代表取締役社長執行役員	2021年 4 月	当社取締役(兼)常務執行役員 SCM統括(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、食品流通・物流本部長を務めるなど、物流全般に関する豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、現在は常務執行役員 SCM統括を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

田村 幸士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



ほ そ だ ひ ろ ひ で
細田 博英

(生年月日 1962年4月10日)

▶ 所有する当社の株式数

1,500株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

14/14回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1985年 4 月	当社入社	2016年 4 月	当社執行役員 中四国支社長
2005年 4 月	当社岡山支店長	2020年 4 月	当社常務執行役員 加食事業本部長
2009年 3 月	当社中四国支社長代理	2022年 4 月	当社常務執行役員 商品統括(兼)加食管掌
2012年 4 月	当社中四国支社加食事業部長	2022年 6 月	当社取締役(兼)常務執行役員 商品統括(兼)加食管掌
2013年 8 月	当社菓子事業本部戦略オフィス室長	2023年 4 月	当社取締役(兼)常務執行役員 商品統括(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、主に加工食品事業に携わり、中四国支社長を務めるなど、豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。現在は常務執行役員 商品統括を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

細田 博英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



かわもと ひろし
川本 洋史

(生年月日 1966年7月17日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

14/14回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1990年 4 月 三菱商事(株)入社
2017年 4 月 同社エネルギー事業グループ管理部長
2019年 4 月 同社天然ガス・金属資源管理部長

2022年 4 月 当社常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)
2022年 6 月 当社取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員
(CFO)(現任)

▶ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)において、天然ガス・金属資源管理部長を務めるなど、財務・会計に関する豊富な業務経験及び事業経営に関する知見を有しております。当社においては、現在では常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO)を務め、食品流通業の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

川本 洋史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

新任



いとう かずお
伊藤 和男

(生年月日 1968年4月13日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

—

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1991年 4 月 三菱商事(株)入社
2001年 5 月 Princes Limited (Executive Director)(イギリス)
2007年 4 月 同社 (Chairman)
2018年12月 Olam International Limited (Non-Executive Director)
(シンガポール)
2019年 4 月 三菱商事(株)食糧本部長

2021年 4 月 同社グローバル食品本部長
2023年 4 月 同社執行役員 コンシューマー産業グループCEOオフィス
室長
2023年 6 月 公益財団法人三菱商事復興支援財団評議員(現任)
2024年 4 月 三菱商事(株)執行役員 食品流通・物流本部長(現任)

▶ 重要な兼職の状況

三菱商事(株)執行役員 食品流通・物流本部長、公益財団法人三菱商事復興支援財団評議員

▶ 取締役候補者とした理由

当社親会社の三菱商事(株)の子会社であるPrinces LimitedのChairman(会長)や、三菱商事(株)執行役員 食品流通・物流本部長を務めるなど、豊富な業務経験と、食品流通及びグローバルな事業経営に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者といたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

伊藤 和男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

社外

独立



か き ざ き
柿 崎

たまき
環

(生年月日 1961年1月16日)

▶ 所有する当社の株式数 4,900株

▶ 2023年度取締役会
出席回数 14/14回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

2002年 4 月 跡見学園女子大学マネジメント学部 助教授
2008年 4 月 東洋大学専門職大学院法務研究科 准教授
2009年 4 月 同大学院法務研究科 教授
2012年 4 月 横浜国立大学国際社会科学研究院 教授
2014年 4 月 明治大学法学部 教授(現任)

2016年 6 月 当社社外取締役(現任)
2017年 6 月 日本空港ビルデング㈱社外監査役
2020年 6 月 京浜急行電鉄㈱社外取締役(現任)
2021年 6 月 ㈱秋田銀行社外取締役(現任)
2022年 6 月 日本空港ビルデング㈱社外取締役(監査等委員)(現任)

▶ 重要な兼職の状況

明治大学法学部 教授、京浜急行電鉄㈱社外取締役、㈱秋田銀行社外取締役、日本空港ビルデング㈱社外取締役(監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制等に関する高い見識を有し、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、柿崎 環氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏は当社独自の社外役員の独立性判断基準「(6)当社の社外役員としての任期が8年を超える者」に該当することになりますが、同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏は、上記の点を除き、当社独自の独立性判断基準を満たすほか、会社法の定める社外取締役としての要件も充足している上、商法・金融商品取引法の研究者・大学教授としての内部統制・内部監査等に関する高い見識及び専門性、並びに実際にこれまでの取締役会、指名・報酬・ガバナンス委員会、グループ取引管理委員会(取締役会の任意の諮問委員会)等の場で積極的に為されてきた意見・指摘の客観性・的確性に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれは認められず、十分に独立性を満たしているものと判断しております。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

柿崎 環氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

再任

社外

独立



よし かわ まさ ひろ
吉川 雅博

(生年月日 1956年3月12日)

▶ 所有する当社の株式数 1,300株

▶ 2023年度取締役会
出席回数 14/14回

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

1980年 4 月 三菱レイヨン(株)入社
2003年 4 月 同社大竹事業所アクリル繊維工場長
2005年 4 月 同社本社経営企画室
2007年 4 月 同社アクリル繊維事業部長
2010年 4 月 同社執行役員 中央技術研究所長
2013年 4 月 同社常務執行役員 研究開発部門所管役員
2014年 4 月 同社取締役(兼)常務執行役員 研究開発部門所管役員

2015年 4 月 同社取締役(兼)常務執行役員 機能樹脂・機能化学品部門
所管役員(兼)研究開発部門所管役員
2017年 4 月 三菱ケミカル(株)常務執行役員 高機能化学部門長
2019年 4 月 同社顧問
2020年 3 月 同社顧問退任
2020年 6 月 当社社外取締役(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

重要な兼職はありません。

▶ **社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

三菱レイヨン(株)(現三菱ケミカル(株))において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役(研究開発部門所管役員)を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しております。これらの経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

▶ **候補者と当社との特別の利害関係等**

吉川 雅博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

9

再任

社外

独立



くにまさきみこ
國政貴美子

(生年月日 1960年1月30日)

▶ 所有する当社の株式数

0株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

11/11回

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年 3 月 (株)福武書店入社
2000年 6 月 (株)ベネッセコーポレーション取締役
2002年 1 月 (株)ベネッセケア代表取締役社長
2003年12月 (株)ベネッセスタイルケア取締役
2008年 6 月 (株)ベネッセコーポレーション人財・総務本部長
2010年10月 (株)ベネッセコーポレーション人財・総務本部長
(兼)(株)ベネッセホールディングスCHO

2012年 4 月 (株)ベネッセコーポレーション取締役 人財・総務本部長
2013年 6 月 (株)ベネッセスタイルケア取締役副社長
2018年 6 月 同社顧問
2021年 6 月 同社顧問退任
2022年 6 月 アルフレッサホールディングス(株)社外取締役(現任)
2023年 6 月 当社社外取締役(現任)

(注) CHOとは、Chief Human Officer(最高人事責任者)の略称であります。

▶ 重要な兼職の状況

アルフレッサホールディングス(株)社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

(株)ベネッセホールディングス及び同社主要子会社における経営経験及び人事・人財開発関連の要職の経験、加えて医薬品等卸売業であるアルフレッサホールディングス(株)社外取締役を務めるなど、多様な経験・知見を有しております。これらの経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、また、今後も同視点から適切な監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といいました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

國政 貴美子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

10

新任

社外

独立



かわさき ひろこ
川崎 博子

(生年月日 1963年9月21日)

▶ 所有する当社の株式数

100株

▶ 2023年度取締役会
出席回数

—

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1987年 4 月	日本電信電話(株)入社	2020年 6 月	(株)NTTドコモ執行役員 マーケティング部長
2006年 7 月	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ人事部 ダイバーシティ推進室長	2021年 4 月	厚生労働省 労働政策審議会委員(現任)
2010年 6 月	同社東海支社静岡支店長	2021年 6 月	ドコモ・システムズ(株)常務取締役
2012年 6 月	同社お客さまサービス部長	2022年 6 月	(株)NTTドコモ取締役(常勤監査等委員)
2014年 6 月	(株)NTTドコモCSR部長	2023年 6 月	ENEOSホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)
2017年 6 月	同社執行役員 北陸支社長 (兼)(株)ドコモCS北陸代表取締役社長		(現任)

- (注) 1. (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、2013年10月に(株)NTTドコモに商号変更
2. 川崎 博子氏は、2024年6月26日にENEOSホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)を辞任し、同日の同社株主総会及び取締役会での承認決議を条件として、同社の社外取締役及び取締役会議長に就任する予定であります。

▶ 重要な兼職の状況

厚生労働省 労働政策審議会委員、ENEOSホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

(株)NTTドコモ及び同社子会社における経営経験を有するとともに、同社においてコンシューマー及び法人向けマーケティング分野に携わり、BtoCの知見、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進した経験を有しております。加えて、ENEOSホールディングス(株)において社外取締役(監査等委員)を務めるなど、多様な経験・知見を有しており、これらの経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に関する適切な監督が期待できることから、新たに社外取締役候補者いたしました。

▶ 候補者と当社との特別の利害関係等

川崎 博子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 川崎 博子氏が社外取締役(監査等委員)を務めているENEOSホールディングス(株)は、同社代表取締役社長等による不適切行為(セクシャルハラスメント行為)が発生したとして、2023年12月、当該代表取締役社長を解任したことを公表いたしました。同氏は、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について注意喚起を行っており、同社内での事実調査期間においては調査について適宜提言を行い、本不適切行為の事実確認後は再発防止策の策定に参画するなど、その職責を遂行いたしました。
2. 当社は、柿崎 環氏、吉川 雅博氏及び國政 貴美子氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、各氏と当該契約を継続する予定であります。また、川崎 博子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の責任について
- ①その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、
- ②会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う。
3. 柿崎 環氏、吉川 雅博氏、國政 貴美子氏及び川崎 博子氏は、(株)東京証券取引所の規程に定める独立役員の候補者であります。
4. 当社は、親会社である三菱商事(株)が締結する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険の被保険者となります。

(ご参考)

取締役候補者の選任方針・手続

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役（社内）は、業務執行の最高責任者である社長のほか、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

なお、取締役候補者の選任にあたっては、取締役の選任方針に沿って候補者を選定の上、当該候補者が取締役会に必要なスキルを保有しているか、及び人財要件を満たしているかどうかに関し、取締役会から指名・報酬・ガバナンス委員会に諮問し、同委員会の答申を受け取締役会において審議し、株主総会に付議することとしております。

[社外役員の独立性判断基準]

(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- (2) 当社の定める基準を超える取引先（※2）の業務執行者
- (3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附（※3）を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

取締役・監査役のスキルマトリックス（第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定））

当社は、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」＋「サステナビリティ重点課題の同時解決」というパーパスのもと、持続的な成長と企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制強化やサステナビリティを中核に据えた経営に取り組んでおります。当社取締役会は、SDGs・ESGに関する知見の重要性を十分に認識しており、これらの取り組みを実現する上で必要なスキルを有していると考えております。個人毎のスキルの保有状況は下表のとおりと考えております。

(取締役10名、監査役4名、計14名)

	氏名	地位・担当	属性	スキル							
				経営全般・経営戦略	営業・マーケティング	DX/システム	デジタル・IT	グローバル	財務・会計	ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス	人事・人材開発
取締役	京 谷 裕	社長(兼)CSO	男性	○	○		○	○		○	○
	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)(兼)CHRO (兼)CHO(健康増進担当)	男性	○						○	○
	田 村 幸 士	SCM統括	男性	○		○	○				
	細 田 博 英	商品統括	男性	○	○	○					
	川 本 洋 史	コーポレート担当役員(CFO)	男性	○					○	○	
	伊 藤 和 男	三菱商事(株)執行役員 食品流通・物流本部長	男性	○	○			○		○	○
	柿 崎 環	明治大学法学部 教授	社外 独立 女性							○	
	吉 川 雅 博	—	社外 独立 男性	○	○						
	國 政 貴 美 子	—	社外 独立 女性	○							○
	川 崎 博 子	—	社外 独立 女性	○	○		○				
監査役	山 川 幸 樹	—	男性						○	○	
	海 上 英 治	—	社外 男性					○	○	○	
	小 島 吉 晴	池田・染谷法律事務所 弁護士	社外 独立 男性							○	
	吉 川 栄 二	三菱商事(株)S.L.C.管理部長	男性					○	○	○	

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等の改定を相当とする理由

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めること及び株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーとの意識・利害を共有することを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について、2022年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で導入しております。

当社は、変化が激しく不透明な環境下において、2024年度からの新たな経営計画として、2030年度を最終年度とする「MS Vision 2030」を策定いたしました。本議案は、本制度が対象とする期間を経営計画「MS Vision 2030」における経営指標のマイルストーン設定期間（以下「経営指標マイルストーン設定期間」といいます。）である2024年度から2027年度の4事業年度とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、2007年3月29日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の年額報酬（金銭報酬）の限度額（年額5億円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、経営計画「MS Vision 2030」策定に伴い役員報酬等の決定方針の見直しを行うこととし、本議案が可決されることを条件として、取締役会において役員報酬等の決定方針を決議し、その概要は本文末（ご参考1、2）に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿った取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名（他社からの受入出向者2名を除きます。）となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員を対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は16名（他社からの受入出向者7名を除きます。）の予定）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬が含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

なお、当社は、報酬決定プロセスにおける公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しており、本制度の一部改定については、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ております。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度であります。詳細は下記（2）以降のとおりであります。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除きます。） ・当社の執行役員（受入出向者及び国内非居住者を除きます。）
-------------------------	--

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	・1事業年度当たり4億円に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額 ・本年度から開始する改定後当初対象期間においては、4事業年度を対象として合計16億円
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記(2)及び(3)のとおり。）	・1事業年度当たり15万株に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数 ・本年度から開始する改定後当初対象期間においては、4事業年度を対象として60万株 ・1事業年度当たりの上限の当社発行済株式総数（2024年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.34% ・本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない

③業績達成条件の内容 （下記(3)のとおり。）	・対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動 ・改定後当初対象期間については、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメント等を業績評価指標等とする
----------------------------	--

（注）ROE（自己資本当期純利益率）とは、Return on Equityの略称であります。

TSR（株主総利回り）とは、Total Shareholder Returnの略称であります。

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉であります。ESG外部評価は、FTSE Russell ESG Ratingsを指標として使用しております。なお、FTSEとは、Financial Times Stock Exchangeの略称であります。

④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期等 （下記(4)のとおり。）	・原則として、対象期間終了後
--	--

（2）当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる経営指標マイルストーン設定期間に対応する事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象といたします。2024年度に設定する当初の本制度については、2025年3月31日で終了する事業年度から、2028年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「改定後当初対象期間」といいます。）を対象とし、本信託の信託期間の延長が行われた場合には、以降の経営指標マイルストーン設定期間に対応する事業年度をそれぞれ対象期間といたします。

本制度の対象期間中、当社は取締役等の報酬として、対象期間毎に1事業年度当たりの信託金の上限金額である4億円に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額（改定後当初対象期間については4事業年度を対象として16億円）を上限とした信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間

の本信託を設定いたします。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として株式市場から株式を取得いたします。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記（3）のとおり。）を付与し、本信託は、予め定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、その時点での当社が掲げる経営指標マイルストーン設定期間に対応する事業年度を新たな対象期間とし、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間毎に、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、ポイントの付与を継続いたします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た金員の上限額の範囲内といたします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再延長することがあります。

（3）取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、職位別の報酬額を基礎として計算されるポイント（以下「基準ポイント」といいます。）が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（改定後当初対象期間については2028年を予定しております。）に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数（以下「株式交付ポイント数」といいます。）に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動いたします。改定後当初対象期間については、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントを業績評価指標とする予定であります。2028年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間については、その時点の経営指標マイルストーン設定期間をもとに取締役会において定めます。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整いたします。

なお、取締役等が対象期間中に退任した場合には、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期（改定後当初対象期間については2028年を予定しております。）に、株式交付ポイント数に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。また、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が、死亡又は国内非居住者となることが決定した場合には、当該時点までに累積したポイント数により交付等を行う当社株式等を決定いたします。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、1事業年度当たり15万株とし、改定後当初対象期間（4事業年度）に本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は60万株といたします。なお、本信託の継続を行う場合における本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、係る1事業年度当たりの上限数に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数となります。この上限数は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、株価等を参考に設定しております。

(4) 取締役等に対する株式交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要

取締役会が別途定める受益者要件（対象期間中に取締役等であること、非違行為等がないこと等）を充足した取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）に対する当社株式等の交付等の時期は、原則として、対象期間終了後となります。

受益者要件を充足した取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）は、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨てます。）の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものといたします。

ただし、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が死亡した場合は、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものといたします。また、取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が国内非居住者となることが決定した場合には、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が国内非居住者となる日までに本信託から給付を受けるものといたします。

(5) クローバック条項

取締役等（対象期間中に退任した取締役等を含みます。）が法令や社内規程に違反する等して本制度の目的に照らして当社株式等の交付等を行うことが適当でなかったことが判明した場合、当社は、当該取締役等に対して本制度における交付済み株式数（換価処分した株式数を含みます。）に交付等の権利が確定した日の当社株式の終値を乗じて得た額につき賠償を求めることができるものといたします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものといたします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定であります。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

本制度の詳細につきましては、2024年5月9日付適時開示「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度に係る内容の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7451/tdnet/2431251/00.pdf>)

（ご参考１）経営計画「MS Vision 2030」

経営計画「MS Vision 2030」の詳細につきましては、2024年5月9日付適時開示「経営計画「MS Vision 2030」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL： https://www.mitsubishi-shokuhin.com/news/news_file/file/240509ReleaseHPMSV2030.pdf）

（ご参考２）当社の役員報酬等の決定方針の概要

1. 基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- （1）優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- （2）会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- （3）株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- （4）透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

2. 報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

3. 報酬構成

当社の取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、概要は以下のとおりであります。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

（1）報酬構成の概要

報酬種類	業績連動の有無	変動幅	支給方法	支給時期	構成割合(※)
基本報酬	固定	-	金銭	毎月	67.0%
賞与	業績連動	0～200%	金銭	年1回	16.5%
株式報酬	業績連動	0～200%	株式	経営指標マイルストーン 設定期間終了後	16.5%

（※）報酬の構成割合は、基本報酬:67.0%、賞与:16.5%、株式報酬:16.5%を原則的な基準として設定しておりますが、職位によって多少の変動が生じます。

（2）基本報酬

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

（3）賞与

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。

全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。

個人貢献度は、各取締役の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。

賞与指標	ウェイト	変動幅	評価方法
連結経常利益	50%	0～200%	期初公表の目標値に対する達成度により評価
個人貢献度	50%	0～200%	個人の貢献度を評価

(4) 株式報酬

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。

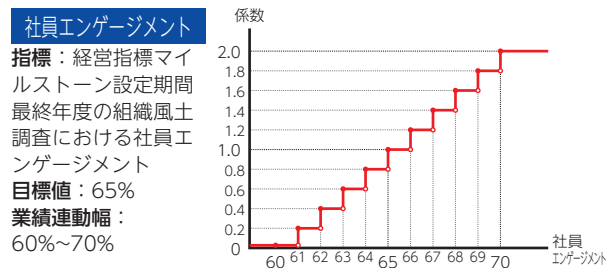
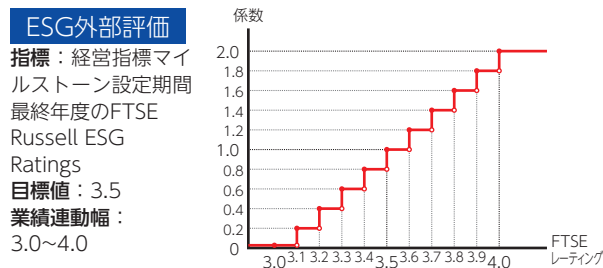
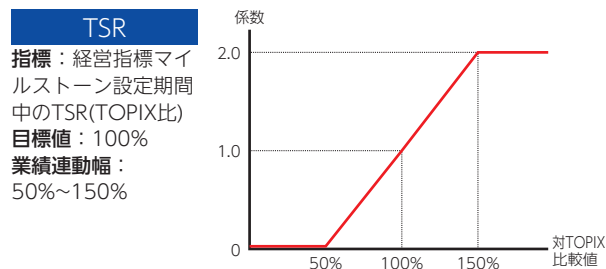
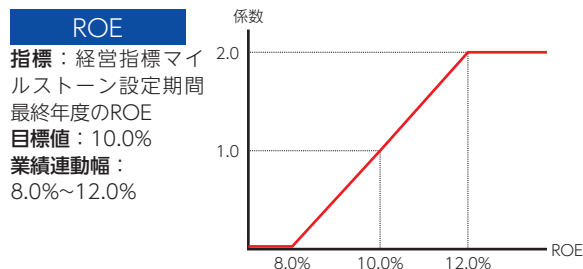
毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の経営指標マイルストーン設定期間終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50%は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。

株式報酬指標		ウェイト	変動幅	評価方法
財務指標	ROE	40%	0～200%	目標値の達成度により評価
株価指標	TSR	40%	0～200%	TOPIX相対比較により評価
非財務 指標	ESG外部評価	10%	0～200%	目標値の達成度により評価
	社員エンゲージメント	10%	0～200%	目標値の達成度により評価

(注) TOPIX（東証株価指数）とは、Tokyo Stock Price Indexの略称であります。

【株式報酬指標の目標値及び変動幅（グラフ）】



4. 報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。

以 上

事業報告（2023年4月1日～2024年3月31日）

1 企業集団の現況

1) 当事業年度の事業の状況

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う人流回復等により、国内の社会経済活動の回復が進んだ一方で、原油価格や原材料価格の高止まり、コストプッシュ型の物価の上昇等により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

食品流通業界においては、インバウンドを含む本格的な人流回復等により、一部消費の回復が進んだ一方で、原油価格や原材料価格が高値圏で推移していることや、国内の深刻な労働力不足等を背景とした食品価格の上昇が多品目で継続する中で、消費者の生活防衛意識が高まるなど、楽観視できない状況が続きました。

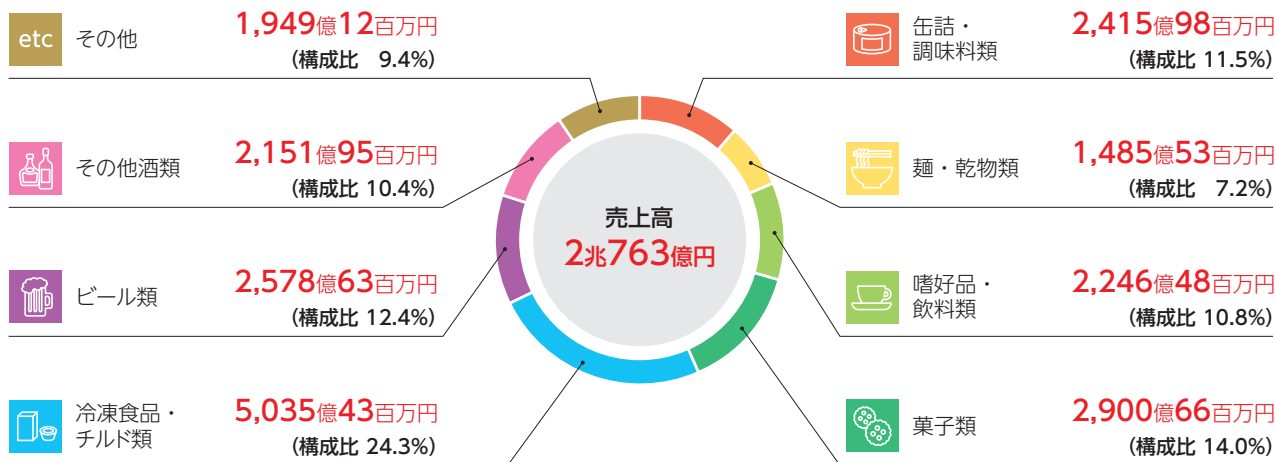
このような状況下、当社グループは、食のサプライチェーンを支えるという使命のもと、より付加価値の高い機能とサービスの提供を図ってまいりました。

2. 当連結会計年度の業績

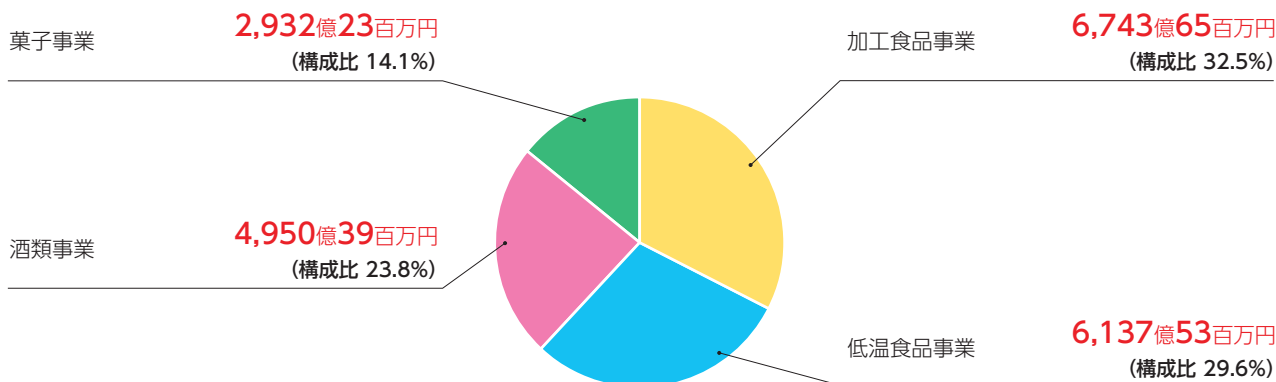
売上高	2兆763億81百万円	営業利益	295億28百万円
経常利益	314億7百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	225億82百万円

当連結会計年度の業績につきましては、本格的な人流回復によって、コンビニエンスストアや業務用取引を中心に全般的に取引が伸長したことにより、売上高は2兆763億81百万円（前期比4.0%増加）となりました。営業利益は取引伸長や採算管理強化による利益率の改善等により295億28百万円（前期比26.0%増加）、経常利益は314億7百万円（前期比24.6%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は225億82百万円（前期比31.9%増加）となりました。

▶ 品種別売上高構成比



▶ セグメント別売上高構成比



3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資又は社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、93億23百万円であります。
その主なものは、兵庫県における物流センターの改修等（12億11百万円）及び基幹システムの開発（15億1百万円）であります。

5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況（業績、財務ハイライト）

1. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科目 \ 年度		2020年度 2021年3月期	2021年度 2022年3月期	2022年度 2023年3月期	2023年度 2024年3月期
売上高	(百万円)	2,577,625	1,955,601	1,996,780	2,076,381
経常利益	(百万円)	16,912	20,371	25,199	31,407
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,077	13,949	17,126	22,582
1株当たり当期純利益	(円)	193.87	292.31	393.93	519.89
ROE	(%)	5.8	7.6	9.7	11.7
総資産	(百万円)	684,280	665,177	707,503	794,250
純資産	(百万円)	197,006	170,291	182,617	203,869
自己資本比率	(%)	28.8	25.6	25.8	25.7
1株当たり純資産	(円)	3,445.70	3,908.32	4,203.59	4,692.64
株価収益率	(倍)	16.0	10.3	8.3	10.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	23,828	19,284	24,505	55,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,256	△11,831	△11,239	△7,731
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,198	△39,649	△5,735	△7,305
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	96,135	63,963	71,525	112,445
従業員数	(名)	4,998	4,944	4,944	4,937

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

3. 2022年度から「役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

4. 2021年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、2021年度以降の売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

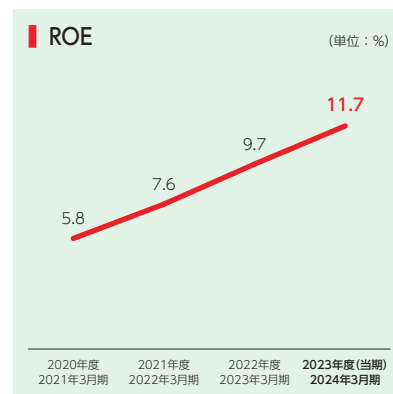
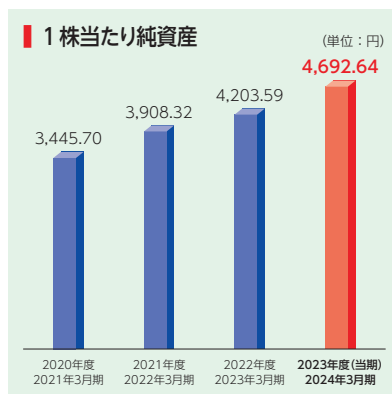
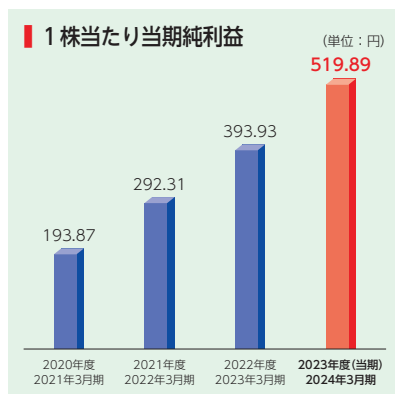
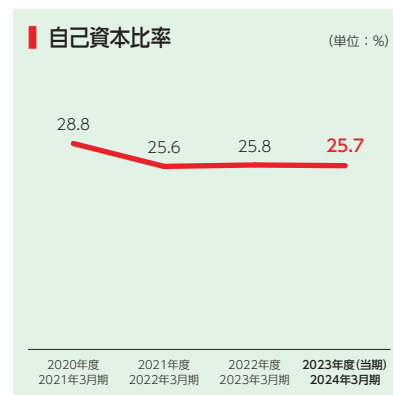
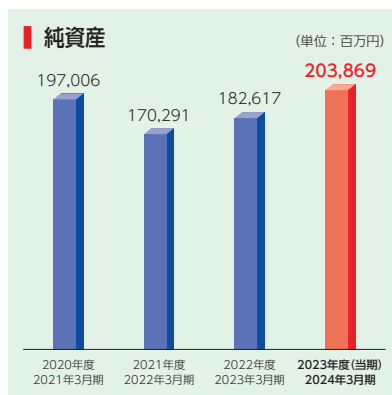
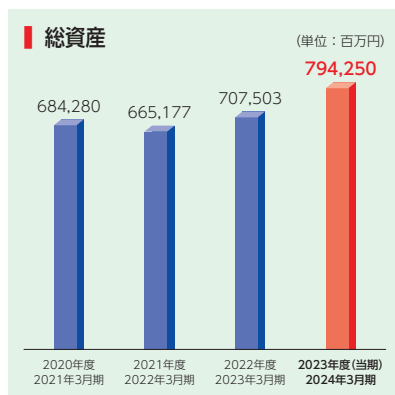
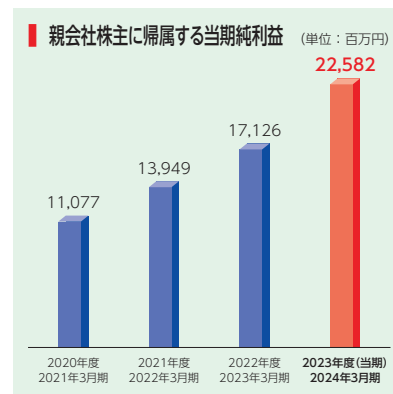
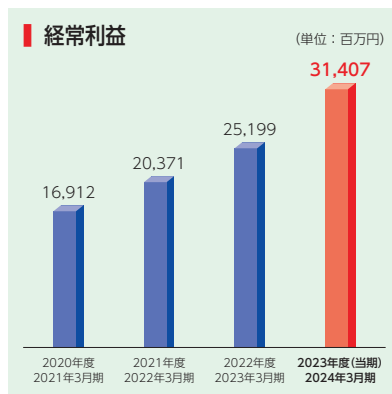
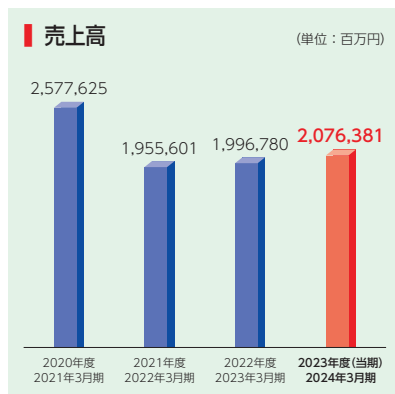
5. 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

2020年度・・・物流コストの抑制に向けた拠点再編や物流与件の見直しに取り組むとともに、卸事業に続く新たな事業の柱として構築を進めている川上寄り事業の拡大に注力いたしました。売上高は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や飲食店への時短要請の影響等により減少いたしました。利益面につきましては、物流コストを含む販管費の削減等により経常利益は増加。親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の計上等により減少いたしました。

2021年度・・・2021年度からの新たな経営方針として、2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定し、「次世代食品流通業への進化（サステナビリティ重点課題の解決）」の実現に向けて取り組んでまいりました。売上高は、一部の業態で回復基調が見られたものの、前年の家庭内食品需要の反動減や取引の見直し等の影響を受けました。利益面につきましては、物流コストを含む販管費の減少等により、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加いたしました。

2022年度・・・食のサプライチェーンを支えるという使命のもと、より付加価値の高い機能とサービスの提供に取り組んでまいりました。売上高は、家庭内食品需要の落ち込みや取引の見直し等による減少はあったものの、人流回復等によって一部の業態で回復基調が見られたことにより、増加いたしました。利益面につきましては、採算管理強化による利益率の改善や業務用取引の復調に加え、当連結会計年度の期首より株式会社ケー・シー・エスを新規連結したこと等により、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加いたしました。

2023年度・・・前記「1）当事業年度の事業の状況 1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。



(注) 2021年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、2021年度以降の売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		2020年度 2021年3月期	2021年度 2022年3月期	2022年度 2023年3月期	2023年度 2024年3月期
売上高	(百万円)	2,487,784	1,906,293	1,932,743	1,999,762
経常利益	(百万円)	16,460	19,635	23,694	31,089
当期純利益	(百万円)	10,928	13,631	16,044	23,130
1株当たり当期純利益	(円)	191.27	285.66	369.04	532.49
総資産	(百万円)	668,548	648,567	679,861	759,178
純資産	(百万円)	194,205	167,169	178,723	199,648
1株当たり純資産	(円)	3,398.94	3,839.73	4,114.48	4,596.24

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 2022年度から「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
4. 2021年度から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、2021年度以降の売上高は当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

1. 親会社の状況

親会社名	親会社の出資比率	当社との関係
三菱商事株式会社	50.11%	仕入先

(注) 当社の親会社である三菱商事㈱は、当社の議決権の50.1%を保有しております。当社は三菱商事㈱との間で食品流通・物流分野において協業関係にあり、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、食のサプライチェーンの強靱化、食の安定供給に努めております。また、食品流通DXを推進し、日本全国のメーカーと小売店舗を効率的につなぐとともに、食品ロスの削減や新たな需要創出に挑戦し、地域社会のサステナブルな発展へ貢献することで、当社及び当社グループの更なる企業価値向上を目指しております。

当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っております。特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会（取締役総数9名の内、独立社外取締役は3名）で独自に意思決定し独立性は確保されております。当社は三菱商事㈱との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。

2. 重要な子会社の状況

会社名	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケー・シー・エス	100.00%	食品卸売業、物流業
株式会社ファインライフ	100.00%	業務用食材・原材料の卸売業
株式会社エム・シー・フーズ	100.00%	輸入食品・食品原料の卸売業
株式会社リョーショクペットケア	100.00%	ペットフード卸売業
株式会社クロコ	100.00%	業務用卸売業（食品・酒類）

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

4) 当社グループが対処すべき課題

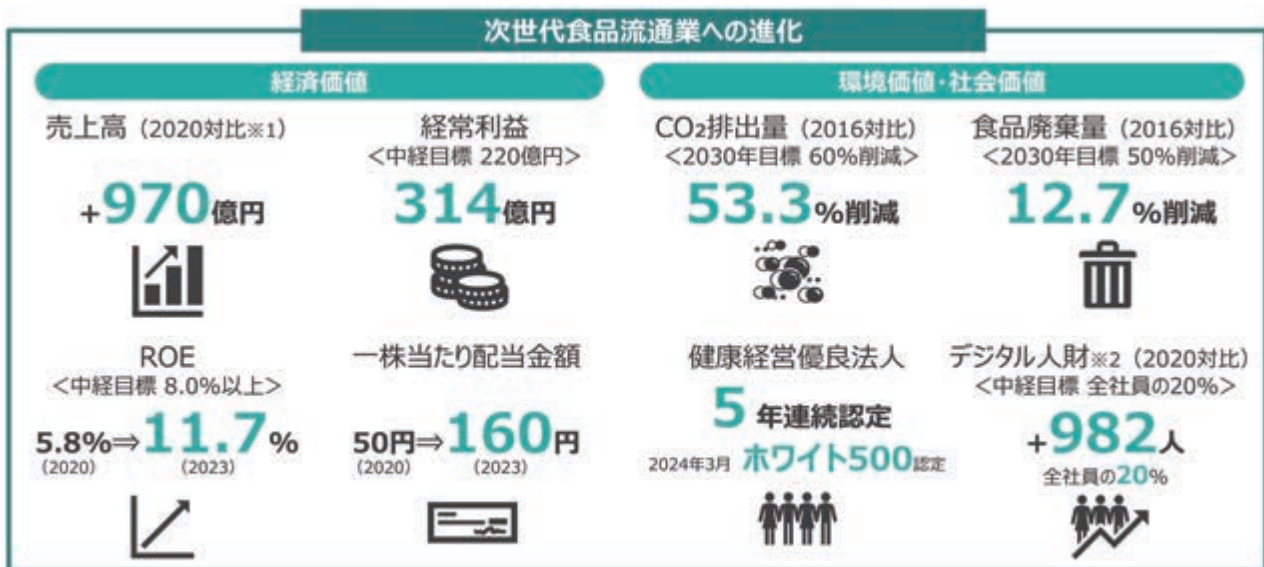
「中期経営計画2023」

当社グループは、2021年度からの経営方針として、2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」を策定し、新たに当社グループの存在意義である「パーパス」を「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」と定めるとともに、中期的に目指す在り姿である「ビジョン」を「次世代食品流通業への進化（サステナビリティ重点課題の解決）」と定め、この実現に取り組んでまいりました。

「中期経営計画2023」の総括

「中期経営計画2023」は、当社が次世代食品流通業への進化を遂げるための経営計画と位置付け、「機能向上への取り組み」と「地域での取り組み」を進めました。「機能向上への取り組み」では「リテールサポート」、「メーカーサポート」、「商品開発」、「SCM」の機能強化を推進し、それらを強化するツールとなる「デジタル活用（DX推進）」や、それら全ての機能を支える「経営基盤の変革」に取り組んでまいりました。また、「地域での取り組み」では、食のビジネスを起点として、それぞれの地域コミュニティにおける社会課題や潜在的なニーズの掘り起こしから着手し、コミュニティ経済の活性化に資する、多様なパートナーシップを構築してまいりました。

これらの取り組みにより、経済価値では2021年度以降3年連続で過去最高益となり、「中期経営計画2023」の定量目標を1年前倒しで達成いたしました。また、配当についても成長にあわせて3年連続の増配を実現いたしました。環境価値では、2030年目標に向けたCO₂排出量と食品廃棄量の削減を順調に進めており、社会価値では「健康経営優良法人ホワイト500」の認定を取得、デジタル人財の育成も計画どおり達成いたしました。



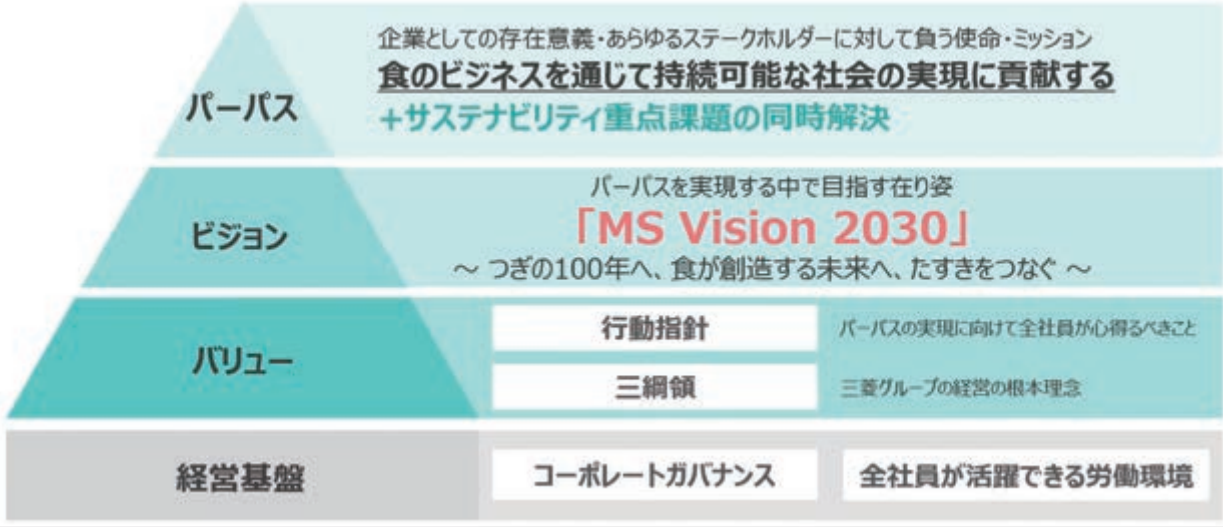
※1 2020年度売上高を収益認識基準組替後にて対比

※2 DXが推進できる人財、デジタル技術でデータ分析・業務改革・システム開発等ができる人財

1. 全体像

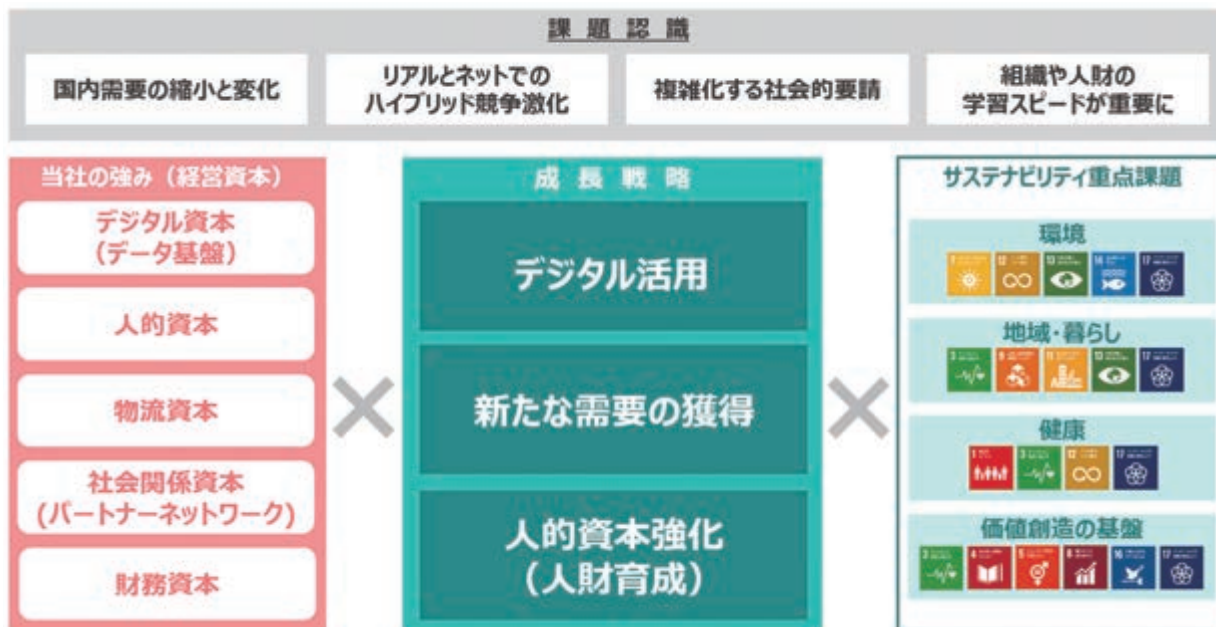
新たな経営計画ではパーパス「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」に「サステナビリティ重点課題の同時解決」を追加いたしました。そしてパーパスを実現するための新たなビジョンとして「MS Vision 2030」を策定いたしました。

また、ビジョンを支える当社が拠りどころとするバリュー（価値観）に、当社全社員が心得るべき「行動指針」と三菱グループの経営の根本理念である「三綱領」を改めて設定いたしました。



2. 当社を取り巻く課題と対応策

当社を取り巻く外部環境の課題に対して、強みとなる経営資本を活かしながら、3つの成長戦略をもとに対応してまいります。当社の成長戦略は、強みとなる5つの経営資本を「サステナビリティ重点課題の同時解決」につなげることで、その独自性が担保され、差別化が図られております。



経営計画「MS Vision 2030」の詳細につきましては、2024年5月9日付適時開示「経営計画「MS Vision 2030」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL : https://www.mitsubishi-shokuhin.com/news/news_file/file/240509ReleaseHPMSV2030.pdf)

5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、加工食品、低温食品、酒類、菓子の卸売を主な事業内容とし、さらに物流事業及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

1. 当社の主要な事業所



2. 子会社の主要な事業所

株式会社ファインライフ（東京都品川区）

株式会社クロコ（東京都文京区）

株式会社エム・シー・フーズ（東京都文京区）

株式会社リョーショクペットケア（横浜市）

株式会社ケー・シー・エス（兵庫県西宮市）

7) 従業員の状況 (2024年 3月31日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
合計	4,937名	△7名

(注) 従業員数は就業人員であります。

2. 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,811名	△85名	47.4歳	21.9年
女性	1,201名	+17名	38.6歳	14.1年
合計又は平均	4,012名	△68名	44.8歳	19.6年

(注) 従業員数は就業人員であります。

8) 主要な借入先

2024年 3月31日現在の長期借入金、短期借入金はありません。

9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 140,000,000株
2. 発行済株式の総数 43,537,200株
3. 株主数 7,141名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	21,816千株	50.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,198千株	7.34%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,164千株	2.67%
株式会社ニチレイ	700千株	1.60%
マルハニチロ株式会社	686千株	1.57%
サントリー株式会社	669千株	1.53%
ハウス食品グループ本社株式会社	611千株	1.40%
テーブルマーク株式会社	600千株	1.37%
三菱食品従業員持株会	480千株	1.10%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	464千株	1.06%

(注) 持株比率は、自己株式（875株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式98,900株を含んでおりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中での株式の交付はありません。なお、当社の株式報酬の内容の概要につきましては、「3）2.取締役及び監査役の報酬等」をご参照ください。

2) 新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3) 会社役員 の 状況

1. 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	京 谷 裕	社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当) (株)ファーストリテイリング社外取締役
取締役	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)
取締役	田 村 幸 士	SCM統括
取締役	細 田 博 英	商品統括
取締役	川 本 洋 史	コーポレート担当役員(CFO)
取締役	加 藤 亘	次世代事業統括
社外取締役 (独立役員)	柿 崎 環	明治大学法学部 教授 京浜急行電鉄(株)社外取締役 (株)秋田銀行社外取締役 日本空港ビルデング(株)社外取締役(監査等委員)
社外取締役 (独立役員)	吉 川 雅 博	
社外取締役 (独立役員)	國 政 貴 美 子	アルフレッサホールディングス(株)社外取締役
常勤監査役	山 川 幸 樹	
常勤監査役 [社外]	海 上 英 治	
監査役 [社外] (独立役員)	小 島 吉 晴	池田・染谷法律事務所 弁護士
監査役	吉 川 栄 二	三菱商事(株)コンシューマー産業管理部長 (株)日本ケアサプライ監査役 三菱オートリース(株)監査役 (株)丸の内キャピタル監査役 中部電力ミライズコネクト(株)監査役

- (注) 1. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間に記載すべき関係はありません。
2. 監査役 山川 幸樹氏、海上 英治氏及び吉川 栄二氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、以下のとおりであります。
- | | | |
|----------|---------|----------------|
| 社外取締役 | 手 嶋 宣 之 | 2023年6月26日任期満了 |
| 監査役 [社外] | 神 垣 清 水 | 2023年6月26日辞任 |
| 監 査 役 | 高 橋 吉 雄 | 2023年6月26日任期満了 |

(ご参考) 2024年4月1日現在の執行役員体制

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
○社長執行役員	京 谷 裕	社長(兼)CSO
○常務執行役員	榎 本 孝 一	コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス) (兼)CHRO(兼)CHO(健康増進担当)
○常務執行役員	田 村 幸 士	SCM統括
○常務執行役員	細 田 博 英	商品統括
○常務執行役員	川 本 洋 史	コーポレート担当役員(CFO)
○常務執行役員	加 藤 亘	次世代事業統括
常務執行役員	川 上 修	東日本統括
常務執行役員	山 本 将 毅	IT・デジタル統括
常務執行役員	竹 島 健 二 郎	広域第二統括
常務執行役員	山 根 隆 幸	広域第一統括
常務執行役員	植 村 広 史	西日本統括
常務執行役員	山 口 研	コーポレート担当役員(経営計画)
執行役員	江 橋 邦 夫	ライフネット本部長
執行役員	渡 邊 泰 史	コーポレートガバナンスグループマネージャー
執行役員	山 口 勉	中部支社長
執行役員	下 山 直 樹	SCMサポート本部長
執行役員	佐 塚 一 郎	九州支社長
執行役員	菅 沼 利 之	関西支社長
執行役員	立 目 昇	商品統括代行(商品・マスタ管理)
執行役員	横 山 達 久	首都圏支社長
執行役員	内 山 勝 夫	北海道支社長
執行役員	佐 藤 達 也	フードサービス本部長
執行役員	宮 村 陽 司	ロジスティクス本部長
執行役員	石 崎 智 晴	CIO(兼)デジタルソリューション本部長
執行役員	小 山 裕 士	マーケティング開発本部長
執行役員	中 村 雄 一 郎	CVS本部長
執行役員	伊 藤 貴 史	営業企画本部長
執行役員	小 谷 光 司	SCM統括 統括オフィス室長

(注) ○印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び決定方法

当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下のとおりであります。なお、当該決定方針は、指名・報酬・ガバナンス委員会の答申を受け、取締役会の決議により決定しております。

①基本方針

当社は、役員報酬をパーパス・ビジョン実現のための重要な原動力と捉え、以下を基本方針としております。

- イ. 優秀な経営陣の確保・リテンションに資する内容であり、かつ経営陣に適切なチャレンジと自己変革を促すものであること
- ロ. 会社業績との連動性が高く、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- ハ. 株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーと意識・利害を共有する内容であること
- ニ. 透明性・客観性が高く、あらゆるステークホルダーに対する説明責任を果たすことができるものであること

②報酬水準

役員報酬の水準は、外部調査機関のデータを活用し、類似業種や同規模企業で構成されるピアグループを設定の上、中位水準をターゲットとして職位別に決定しております。

③報酬構成

当社の取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬によって構成され、概要は以下のとおりであります。なお、非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

イ. 報酬構成の概要

報酬種類	業績連動の有無	変動幅	支給方法	支給時期	構成割合
基本報酬	固定	-	金銭	毎月	70%
賞与	業績連動	0～200%	金銭	年1回	17%
株式報酬	業績連動	0～200%	株式	中期経営計画2023終了後	13%

ロ. 基本報酬

職位別に設けられた基準に従って決定する固定の金銭報酬で、総額の12分の1を月額報酬として毎月支給いたします。

ハ. 賞与

賞与は、職位別に基準賞与を設け、各事業年度の全社業績及び個人貢献度に応じて変動する金銭報酬で、毎年6月に支給いたします。

全社業績は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラによって支給額を決定いたします。

個人貢献度は、各取締役の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価によって支給額を決定いたします。

当事業年度における賞与の目標値等は以下のとおりであります。

賞与指標	ウェイト	変動幅	評価方法	目標値	
連結経常利益	50%	0～200%	期初公表の目標値に対する達成度により評価	上限値	28,000百万円
				基準値	26,000百万円
				下限値	25,000百万円
個人貢献度	50%	0～200%	個人の貢献度を評価	委嘱業務等に基づき個別に決定	

二. 株式報酬

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。
毎年一定時期に、職位別の基準額に応じたポイントを付与し、当社の「中期経営計画2023」終了後に業績に連動したポイント相当分の株式を支給いたします。また、交付する株式の50％は、納税資金充当のため換価処分の上金銭にて支給いたします。

財務指標及び非財務指標は、当社の中長期的なビジョン達成に向けた重要指標より採用して、ROE、TSR、ESG外部評価及び社員エンゲージメントとしております。

「中期経営計画2023」期間中におけるそれぞれの目標値等は以下のとおりであります。

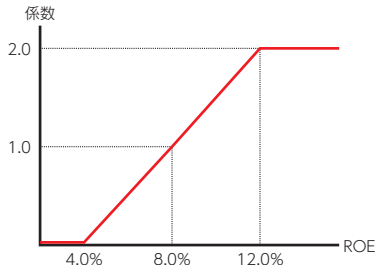
株式報酬指標		ウェイト	変動幅	評価方法
財務指標	ROE	40%	0～200%	目標値の達成度により評価
株価指標	TSR	40%	0～200%	TOPIX相対比較により評価
非財務指標	ESG外部評価	10%	0～200%	目標値の達成度により評価
	社員エンゲージメント	10%	0～200%	目標値の達成度により評価

(注) ESG外部評価については、FTSE Russell ESG Ratingsを指標として使用しております。

【株式報酬指標の目標値及び変動幅（グラフ）】

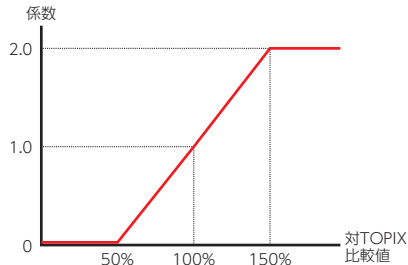
ROE

指標：中期経営計画2023最終年度のROE
目標値：8.0%
業績連動幅：4.0%～12.0%



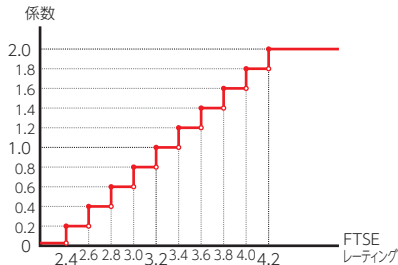
TSR

指標：中期経営計画2023期間中のTSR(TOPIX比)
目標値：100%
業績連動幅：50%～150%



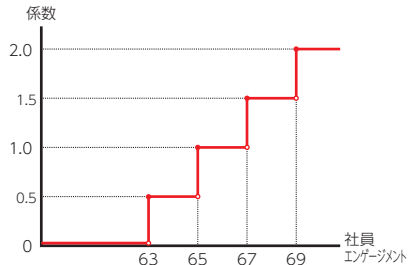
ESG外部評価

指標：中期経営計画2023最終年度のFTSE Russell ESG Ratings
目標値：3.2～3.4
業績連動幅：2.4～4.2



社員エンゲージメント

指標：中期経営計画2023最終年度の組織風土調査における社員エンゲージメント
目標値：65%～67%
業績連動幅：63%～69%



④株式報酬のクローバック条項

当社の取締役（非常勤取締役を除きます。）及び執行役員が法令や社内規程に違反する等して、業績連動型株式報酬制度の目的に照らして当社株式等の交付等を行うことが適当でなかったことが判明した場合、当社は、当該取締役及び執行役員に対して業績連動型株式報酬制度における交付済み株式数（換価処分した株式数を含みます。）に交付等の権利が確定した日の当社株式の終値を乗じて得た額につき賠償を求めることができるものとしております。

⑤報酬決定プロセス

当社は、役員報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化を目的とし、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しております。なお、同委員会には常勤監査役及び必要に応じて外部専門家がオブザーバー参加することで適宜助言を得ております。取締役会は、同委員会の答申を受け、取締役の報酬の額又はその算定方法に係る決定方針を定めております。

(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬（金銭報酬）は2007年3月29日開催の定時株主総会で報酬枠を取締役12名以内について年額5億円以内、監査役報酬は監査役4名以内について1億円以内として支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（内、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名であります。また、社外取締役は2016年6月27日開催の定時株主総会で取締役報酬枠5億円の内、5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（内、社外取締役は2名）であります。加えて、金銭報酬とは別枠で、2022年6月27日開催の定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬の額として、1事業年度当たり3億円に、原則として当社が掲げる中期経営計画に対応する事業年度（以下「対象期間」といいます。）の年数を乗じた数に相当する金額を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式の数の上限は1事業年度当たり11万株に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（社外取締役、非常勤取締役、受入出向者及び国内非居住者を除きます。）であります。

(3)当事業年度に係る報酬等の総額等

①役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		退職慰労金	
			賞与	株式報酬		
取締役	311	220	47	43	—	10
監査役	71	71	—	—	—	6

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額の内、社外役員（7名）の報酬等の総額は70百万円であり、全額を固定報酬としております。
3. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。
4. 上記賞与の額は、当事業年度に係る賞与につき計上した引当金の額を記載しております。
5. 上記株式報酬の額は、2022年から2023年までの2事業年度の最終年度終了後に確定いたしますので、当事業年度に繰り入れた業績連動型株式報酬の額と前事業年度の事業報告にて開示した支給予定額の差額となっております。
6. 指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員の内、独立役員に対しては、委員手当（委員長は委員長手当）を支給しております。
上記固定報酬の額は、当該委員長手当及び委員手当の額を含んでおります。
7. 前事業年度に在任していた取締役に対し、当事業年度に支給した報酬等の総額と過年度の事業報告において開示した報酬等の総額との差額3百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。
8. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありません。

②業績連動報酬の評価指標に係る目標値等及び実績

イ. 賞与

賞与指標	ウェイト	変動幅	評価方法	目標値		実績	指標毎の支給率
連結経常利益	50%	0 ～ 200%	期初公表の目標値 に対する達成度により評価	上限値	28,000百万円	31,407百万円	200%
				基準値	26,000百万円		
				下限値	25,000百万円		
個人貢献度	50%	0 ～ 200%	個人の貢献度を 評価	委嘱業務等に基づき個別に決定			200%
						合計支給率	200%

ロ. 株式報酬

株式報酬指標		ウェイト	変動幅	評価方法	目標値		実績	指標毎の支給率
財務指標	ROE	40%	0 ～ 200%	目標値の達成度 により評価	上限値	12.0%	11.7%	192%
					基準値	8.0%		
					下限値	4.0%		
株価指標	TSR	40%	0 ～ 200%	TOPIX相対比較 により評価	上限値	150%	127%	153%
					基準値	100%		
					下限値	50%		
非財務 指標	ESG 外部評価	10%	0 ～ 200%	目標値の達成度 により評価	上限値	4.2以上	3.1	80%
					基準値	3.2～3.4		
					下限値	2.4未満		
	社員 エンゲージ メント	10%	0 ～ 200%	目標値の達成度 により評価	上限値	69%以上	59%	0%
					基準値	65%		
下限値					63%未満			
							合計支給率	145%

(注) 実績の確定していないTSR及びESG外部評価については、前者は評価時点での見通し、後者は前事業年度の実績をもとに評価しております。

③業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、賞与及び株式報酬により構成されております。賞与は、全社業績目標の達成度及び個人の貢献度に応じて支給いたします。全社業績目標の達成度に連動する報酬は、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標としており、期初に公表される目標値に対する達成割合に応じたフォーミュラに基づき支給額を決定いたします。連結経常利益の目標値及び当事業年度の連結経常利益の実績等は、上記(3)②「イ・賞与」の表に記載のとおりであります。

また、個人の貢献度に応じて支給する報酬は、各取締役（非常勤取締役を除きます。）の貢献度について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする指名・報酬・ガバナンス委員会が行う5段階の評価に基づき支給額を決定いたします。上記(3)①の表に記載の賞与の額は引当金の額であり、実際に支給される賞与は、指名・報酬・ガバナンス委員会における社長及び業務執行取締役の評価を踏まえ、取締役会においてその総額を決議の上、個人別の報酬額について同委員会が決定する予定であります。

株式報酬は、財務指標及び非財務指標に応じて変動する非金銭報酬で、信託の仕組みを通じて支給いたします。株式報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由は、上記(1)の決定方針のとおりであります。毎年一定の時期に、職位別の基準額に応じたポイント（以下「基準ポイント」といいます。）を付与し、対象期間の終了直後の一定の時期に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。業績連動係数は、対象期間における業績指標の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動いたします。上記(3)①の表に記載の株式報酬の額は、2022年から2023年までの2事業年度の最終年度終了後に確定いたしますので、当事業年度に繰り入れた業績連動型株式報酬の額と前事業年度の事業報告にて開示した支給予定額の差額となっております。

④非金銭報酬（株式報酬）の内容に関する事項

当社の中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めること及び株主をはじめとしたあらゆるステークホルダーとの意識・利害を共有することを目的として、取締役等に対し、非金銭報酬として業績連動型株式報酬を支給しております。株式報酬は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行います。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容が上記(1)の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内、固定報酬については、指名・報酬・ガバナンス委員会が上記(1)の決定方針に基づき評価し個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る個人別の固定報酬の内容が上記(1)の決定方針に沿うものであると判断しております。また、賞与については、同委員会における社長及び業務執行取締役の評価を踏まえ、取締役会においてその総額を決議の上、個人別の報酬額について同委員会が決定する予定であり、取締役会はその内容が上記(1)の決定方針に沿うものであることを確認する予定であることから、取締役会は、当事業年度に係る個人別の賞与の内容が上記(1)の決定方針に沿うものとなると判断しております。

なお、株式報酬については、上記(1)の決定方針に基づき策定し、取締役会で決議した役員報酬BIP信託に関する株式交付規程の定めに従い、対象期間終了後に支給する予定であり、取締役会はその内容が上記(1)の決定方針に沿うものであることを確認する予定であります。

(4)取締役の個人別の報酬等の額の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき、固定報酬は独立役員である吉川 雅博氏（社外取締役）、柿崎 環氏（社外取締役）、國政 貴美子氏（社外取締役）及び小島 吉晴氏（社外監査役）、並びに代表取締役社長(兼)CSO(兼)CHO(健康増進担当)京谷 裕氏及び取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事・コンプライアンス)榎本 孝一氏で構成する指名・報酬・ガバナンス委員会が決定しております。また、賞与についても同委員会が決定いたします。これらの権限を委任した理由は、公正性・透明性・客観性の観点から、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員とする同委員会で決議することが最も適しているからであります。

なお、当事業年度の賞与について決定する予定の同委員会は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、川崎 博子氏（社外取締役候補者）が新たに委員として加わる予定であります。

3. 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

(1)社外取締役

氏名	果たすことが期待される役割	主な活動状況
柿 崎 環	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として有する内部統制等に関する高い見識を活かし、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、内部統制等に関する高い見識に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から、業務執行に対する適切な監督を行っております。
吉 川 雅 博	三菱レイヨン(株)（現三菱ケミカル(株)）における、繊維の製造部門、経営戦略部門、取締役（研究開発部門所管役員）等の多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を活かし、客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験に基づき、客観的・多角的な視点から、議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員長（議長）として、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席し、適切に委員会を運営することなどにより、独立した客観的立場から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。
國政貴美子	(株)ベネッセホールディングス及び同社主要子会社における経営経験及び人事・人財開発関連の要職の経験、医薬品等卸売業であるアルフレッサホールディングス(株)社外取締役としての多様な経験及び知見を活かし、客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行うこと。	2023年6月の就任後に開催された当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、企業経営及び人事・人財開発関連等の多様な経験に基づき、客観的・専門的な視点から、議案の審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、2023年6月の就任後に開催された当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会4回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

(注) 当事業年度において、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会は、上記の開催回数のほか、書面決議を1回行っております。

(2)社外監査役

氏名	主な活動状況
海上英治	当事業年度開催の取締役会14回の全て、また、監査役会15回の全てに出席し、常勤監査役としてガバナンスのあり方と運営状況を確認し、国内外の経理・リスクマネジメント・監査関連業務等の豊富な業務経験と、財務・会計等に関する高い見識に基づき、必要な発言を行っております。また、上記のほか、高度な情報収集力・業務の知見を保有することから、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会にオブザーバーとして、当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会5回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、業務執行に対する適切な監督を行っております。
小島吉晴	2023年6月の就任後に開催された当事業年度開催の取締役会11回のすべて、また、監査役会11回の全てに出席し、検事、公正取引委員会委員及び弁護士等において培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての必要な発言を行っております。また、上記のほか、指名・報酬・ガバナンス委員会及びグループ取引管理委員会の委員として、2023年6月の就任後に開催された当事業年度開催の委員会（指名・報酬・ガバナンス委員会4回、グループ取引管理委員会1回）に全て出席することなどにより、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督を行っております。

(注) 当事業年度において、任意の指名・報酬・ガバナンス委員会は、上記の開催回数のほか、書面決議を1回行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柿崎 環氏、吉川 雅博氏及び國政 貴美子氏並びに社外監査役小島 吉晴氏は、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

会社法第423条第1項の責任について、

イ. その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、

ロ. 会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、

当社に対して損害賠償責任を負う。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、親会社である三菱商事(株)が締結する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の記名子会社であり、当該保険契約では、当社取締役・監査役を被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の認識がある行為等に起因する損害は補填されません。また、保険料は全額当社が負担しております。

4) 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	140百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	201百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

連結子会社は会計監査人に対して非監査業務として監査受託のための調査を委託し、その対価を支払っております。

4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び監査役会が定めた基準等に基づき、会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、同業他社との比較等、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	642,310	流動負債	559,867
現金及び預金	832	買掛金	483,161
受取手形	708	リース債務	849
売掛金	388,554	未払金	38,839
商品及び製品	71,217	未払法人税等	6,249
原材料及び貯蔵品	1,043	賞与引当金	3,489
未収入金	54,411	役員賞与引当金	47
短期貸付金	111,612	役員株式給付引当金	241
その他の流動資産	14,186	その他の流動負債	26,988
貸倒引当金	△256	固定負債	30,513
固定資産	151,939	リース債務	4,419
(有形固定資産)	(80,309)	退職給付に係る負債	11,403
建物及び構築物	31,053	繰延税金負債	64
機械装置及び運搬具	10,640	役員退職慰労引当金	4
器具及び備品	1,858	資産除去債務	11,219
土地	32,065	その他の固定負債	3,401
リース資産	4,525	負債合計	590,381
建設仮勘定	165	純資産の部	
(無形固定資産)	(16,633)	株主資本	190,469
のれん	1,773	資本金	10,630
ソフトウェア	14,816	資本剰余金	10,117
その他の無形固定資産	44	利益剰余金	170,062
(投資その他の資産)	(54,996)	自己株式	△340
投資有価証券	33,951	その他の包括利益累計額	13,366
繰延税金資産	619	その他有価証券評価差額金	12,031
退職給付に係る資産	3,909	繰延ヘッジ損益	129
その他の投資その他の資産	16,611	為替換算調整勘定	176
貸倒引当金	△95	退職給付に係る調整累計額	1,029
資産合計	794,250	非支配株主持分	33
		純資産合計	203,869
		負債純資産合計	794,250

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		2,076,381
売上原価		1,926,070
売上総利益		150,311
販売費及び一般管理費		120,783
営業利益		29,528
営業外収益		
受取利息	57	
その他の営業外収益	3,798	3,856
営業外費用		
支払利息	139	
その他の営業外費用	1,837	1,977
経常利益		31,407
特別利益		
投資有価証券売却益	1,176	
固定資産売却益	0	1,176
特別損失		
減損損失	202	
災害による損失	41	
その他の特別損失	0	244
税金等調整前当期純利益		32,339
法人税・住民税及び事業税	10,248	
法人税等調整額	△522	9,725
当期純利益		22,613
非支配株主に帰属する当期純利益		30
親会社株主に帰属する当期純利益		22,582

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	610,403	流動負債	531,044
現金及び預金	491	買掛金	454,207
受取手形	226	リース債務	652
売掛金	352,952	未払金	36,927
商品	61,930	未払費用	20,398
未収入金	53,880	未払法人税等	5,410
短期貸付金	126,861	預り金	5,475
その他の流動資産	14,411	賞与引当金	3,095
貸倒引当金	△351	役員賞与引当金	47
固定資産	148,775	役員株式給付引当金	241
(有形固定資産)	(75,112)	その他の流動負債	4,587
建物	27,216	固定負債	28,485
構築物	976	リース債務	3,958
機械及び装置	9,594	退職給付引当金	10,916
車輛及び運搬具	426	債務保証損失引当金	76
器具及び備品	1,623	資産除去債務	9,934
土地	31,210	その他の固定負債	3,599
リース資産	3,941	負債合計	559,529
建設仮勘定	124	純資産の部	
(無形固定資産)	(15,280)	株主資本	187,759
のれん	745	(資本金)	(10,630)
ソフトウェア	14,502	(資本剰余金)	(10,400)
その他の無形固定資産	33	資本準備金	10,400
(投資その他の資産)	(58,382)	(利益剰余金)	(167,069)
投資有価証券	32,825	利益準備金	628
関係会社株式	5,412	その他利益剰余金	166,441
長期貸付金	1,330	圧縮記帳積立金	1,473
長期差入保証金	13,305	特定株式取得積立金	124
長期前払費用	1,300	別途積立金	139,500
前払年金費用	2,594	繰越利益剰余金	25,342
繰延税金資産	217	(自己株式)	(△340)
その他の投資その他の資産	1,407	評価・換算差額等	11,889
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	11,888
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	759,178	純資産合計	199,648
		負債純資産合計	759,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,999,762
売上原価		1,864,027
売上総利益		135,735
販売費及び一般管理費		109,968
営業利益		25,767
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	4,052	
その他の営業外収益	3,429	7,603
営業外費用		
支払利息	129	
その他の営業外費用	2,151	2,281
経常利益		31,089
特別利益		
投資有価証券売却益	1,175	
固定資産売却益	0	1,175
特別損失		
関係会社株式評価損	127	
減損損失	150	
災害による損失	41	
その他の特別損失	0	319
税引前当期純利益		31,945
法人税・住民税及び事業税	8,947	
法人税等調整額	△131	8,815
当期純利益		23,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2024年 5月20日	
三菱食品株式会社 取締役会 御中	有限責任監査法人トーマツ 東京事務所
	指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員
	公認会計士 三 浦 靖 晃 公認会計士 朝 岡 ま ゆ 美
監査意見	
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。	
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠	
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容	
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。	
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。	
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書	
2024年 5月20日	
三菱食品株式会社 取締役会 御中	
有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三 浦 靖 晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 朝 岡 ま ゆ 美
監査意見	
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。	
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。	
監査意見の根拠	
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
その他の記載内容	
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。	
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。	
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携をし、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式も含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会、グループ取引管理委員会、その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤監査の実効性及び効率性を高めるため、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査会議を開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

三菱食品株式会社 監査役会

監査役(常勤)	山	川	幸	樹	㊟	
監査役(常勤)	海	上	英	治	㊟	
監査役		小	島	吉	晴	㊟
監査役		吉	川	栄	二	㊟

(注) 監査役(常勤)海上英治及び監査役小島吉晴は会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

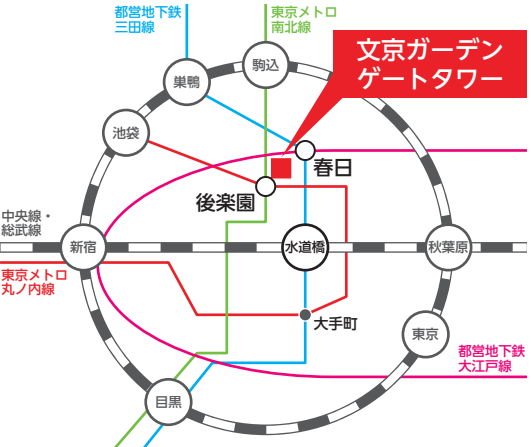
以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 文京ガーデン ゲートタワー11階・当社会議室
東京都文京区小石川一丁目1番1号

交通

- A** 東京メトロ南北線
後樂園駅7番出口直結
- B** 東京メトロ丸ノ内線
後樂園駅7番出口直結
- C** 都営地下鉄大江戸線
春日駅7番出口直結
- D** 都営地下鉄三田線
春日駅7番出口直結
- E** JR総武線
水道橋駅（東口）より徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。